

倉敷市少年自然の家施設整備運営事業
入札説明書に関する質問への回答

(平成30年11月27日公表)

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----------------------|---|---|
| 1 | 1 | 第1 | 5 | | 基本理念 | 施設の特性を活かし、主催事業として幼児を対象とした自然体験活動や不登校の生徒を対象とした日中の社会活動の場を提供したいと考えていますが、基本理念や事業の目的に則していれば、提案することは可能でしょうか。 | 可能です。 基本理念や事業の目的の範囲内で、既存施設に捉われない提案を期待しています。 |
| 2 | 25 | 第6 | 8、9 | | 契約保証金、金融機関と市の協議（直接協定） | 8項に契約保証金を納付することとなっており、9項には市と金融機関が直接協定をすることがあるとなっていますが、これは契約保証金に関しても、市と金融機関が直接協定をすることがあるということでしょうか。 | 契約保証金については、事業契約書（案）第9条に示すとおり、契約保証金等を納めていただく必要があります。 直接協定は市と金融機関の間で事業者の事業状態が継続困難又はそのおそれがある場合に、立て直しに向けた手続きを定めるものとなります。 |
| 3 | 28 | 別紙1 | 1 | (1) | サービス購入料の構成 | サービス購入Aの割賦元金には保険料及びSPCの開業費等の諸経費を含むとの記載がありますが、開業までに必要な経費が全て含まれるといった認識でよろしいでしょうか。 | 事業者の所有する備品を除き、ご理解のとおりです。 |
| 4 | 29 | 別紙1 | 2 | (2) | サービス購入料B | サービス購入料Bは、税抜の支出額と収入額を差し引いた額に対して、消費税及び地方消費税相当額を加算した額が支払われるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 5 | 46 | 別紙6 | 2 | | 利用者想定 | 平成35年度を境に平成36年度から宿泊人数が減少するのは何か特別な要因があるのでしょうか。 | 平成34年及び平成35年については、工事による閉館期間中に山の学習の該当年次を迎える児童・生徒を振り替えて受け入れるため、人数が多くなっています。平成36年度以降の利用者については、市の人口予測に基づいて算定しています。 |

倉敷市少年自然の家施設整備運営事業
要求水準書に関する質問への回答

(平成30年11月27日公表)

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|---------------|--|--|
| 1 | 11 | 第1 | 5 | (5) | 施設概要 | 「体育館は市が耐震補強工事を行った後に事業者にて改修する」とありますが、構造的に床荷重が増え、補強が必要になるような提案を行う場合にはその提案を加味した耐震補強工事を行っていただくことは可能でしょうか。 | 提案を加味した耐震補強は行いません。事業者により耐震補強工事を行うことは可能です。 |
| 2 | 11 | 第1 | 5 | (5) | 施設概要 | 「体育館は市が耐震補強工事を行った後に事業者にて改修する」とありますが、設計はどの時期に行われますか。また、施工はどの時期に行われますか。 | 平成31年度中に補強計画及び設計を行い、平成32年度の施工開始を予定しています。 |
| 3 | 20 | 第2 | 1 | (3) | ① ア 建築物 | 建築物の解体対象施設が17棟明記されていますが、副食堂等は図面から推測するに築28年ではありますが改修でも十分に対応できるのではないかと思います。構造的、機能的に問題が無いのであれば改修するという提案も可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 4 | 20 | 第2 | 1 | (3) | ① イ 電気室(第2) | 上記1と同様に、電気室についても電気容量等に問題が無ければ改修も可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 5 | 20 | 第2 | 1 | (3) | ① ウ 地下油槽 | 解体施設の中で地下油槽10,000Lが有りますが残油その他適正処理を行う事で撤去をおこなわづ埋め戻しとすることは可能でしょうか。 | 撤去してください。 |
| 6 | 21 | 第2 | 3 | (1) | ② エ 外構計画 | 第1回の質疑回答に害獣は主に猪とのことでしたが、浸入防止柵などを設けるとなるとかなりの費用が発生すると思いますが、想定している事業費の中でどの程度の金額を見込まれているのでしょうか。 | 費用は公表できませんが、設置が困難な場所を除いて必要な費用は見込んでいます。設置が困難な場所に設置する必要はありませんが、獣害を防ぐため、出来る限り設置してください。 |
| 7 | 28 | 第2 | 3 | (4) | ④ イ(ウ) 宿泊室 | 第1回の質疑回答に宿泊室の広さは一人当たり1.5㎡以上を確保することとなっていますが、要求水準書の1.875㎡と矛盾すると思いますがどちらが正しいですか。 | どちらも正です。1.5㎡は人が立ち入ることのできる有効面積です。詳細は前回の要求水準書に関する質問への回答No.22をご参照ください。1.875㎡は収納スペース等を含めた床面積(壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積)です。 |
| 8 | 29 | 第2 | 3 | (5) | ② エ 避雷設備 | 建築基準法的には避雷設備は不要とされますが、既存建物には棟上導帯の設置がされていますが避雷設備は必要でしょうか。 | 必要です。建物の仕様は既存と同等以上としてください。 |
| 9 | 29 | 第2 | 3 | (5) | ② オ 受変電設備 | 「電気室に設置し、受電、変電を行う」とありますが、キュービクル受電設備としてとして屋外に設置することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 10 | 29 | 第2 | 3 | (5) | ② オ 受変電設備 | 「受変電設は、電気室に設置し、受電を行う」とありますが、屋外キュービクル型とする提案は可能でしょうか。 | 要求水準書に関する質問への回答No.9を参照してください。 |
| 11 | 30 | 第2 | 3 | (5) | ② シ テレビ共同受信設備 | 児童・生徒が宿泊する部屋のテレビコンセントは不要と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準とはしません。事業者の提案に委ねますが、一般利用が増える提案を期待しません。 |
| 12 | 31 | 第2 | 3 | (5) | ③ キ 給水設備 | 給水管を更新する場合配管の材質はポリエチレン管を採用し傾斜部は掘削が不可の為最寄の階段付近を露出配管と考えていますが宜しいでしょうか。又、給水の方式は直結直圧式を採用したいと考えておりますが宜しいでしょうか。 | 前段後段ともに、事業者の提案に委ねます。 |
| 13 | 31 | 第2 | 3 | (5) | ③ ク 排水設備 | 排水管を更新する場合自然流下を原則とすると思いますが傾斜部の配管については掘削が不可の為、露出配管が予測されます。各所へ排水ポンプ槽を設けポンプアップ配管にて傾斜部を露出配管にて施工を考えておりますが宜しいでしょうか。 | 事業者の提案に委ねます。 |
| 14 | 32 | 第2 | 4 | (2) | ① ア 外部工事 | 屋根の防水層は全て更新するとあり。今回の改修において20年以上にわたって使用ができる事を想定した計画とするとありますが必要性がない場合は改修をしなくても良いでしょうか。 | 防水層は全て更新して下さい。 |
| 15 | 32 | 第2 | 4 | (2) | ② 体育館 | 体育館は耐震診断および改修の対象となっていますが、バスケットゴールは耐震改修の対象となっていますでしょうか。現在のバスケットゴールは耐震仕様とはなっておりません。 | 体育館内のバスケットゴールは耐震改修の対象です。 |
| 16 | 32 | 第2 | 4 | (2) | ② 体育館 | 体育館のバスケットゴールを耐震仕様とする場合、現在のバスケットゴールは、一般用の高さとなっていることから、小学生が行うミニバスケットボールの高さに対応していません。高さを一般用、ミニバスケットボール用に調整できる仕様に変更をするお考えはありますでしょうか。 | 市として、バスケットゴールの仕様について変更は考えていませんが、既存施設に捉われない提案を期待しています。 |
| 17 | 32 | 第2 | 4 | (2) | ② 体育館 | 体育館のバスケットゴールを耐震改修をせず撤去する場合の費用は、市側の負担との理解で宜しいでしょうか。 | 要求水準書に関する質問への回答No15を参照してください。 |

倉敷市少年自然の家施設整備運営事業
要求水準書に関する質問への回答

(平成30年11月27日公表)

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|--------------------|---|---|
| 18 | 33 | 第2 | 4 | (2) | ① | ウ 建具工事 | クラフト棟の建具工事において建具は全て更新する事を基本とするとありますが外部建具を更新とはカバー工法でも可と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 19 | 33 | 第2 | 4 | (2) | ① | ウ 建具工事 | 同上において建具の改修の必要性が認められない場合は協議において改修をしなくても良いでしょうか。 | 協議を踏まえて市が判断します。 |
| 20 | 34 | 第2 | 4 | (2) | ④ | 汚水処理施設 | 「汚水処理施設の躯体部分は可能な限り改修し」と記載されていますが、本体を新設する提案としても宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 43 | 第4 | 3 | エ | | 備品等調達設置業務 | 市ではなく事業者側で保有する備品については、SPCにリスクを残さない観点等の理由により、各業務受託者(構成員)での保有(購入若しくはリース)でも宜しいでしょうか。 | 事業者側で保有する備品は各業務受託者(構成員)が購入又はリースとすることを可とします。 |
| 22 | 43 | 第4 | 3 | エ | | 備品等調達設置業務 | SPCが保有する場合でも、各業務受託者(構成員)が保有する場合でも、サービス購入料Bではなくサービス購入料Aとなりますでしょうか。 | 所有権を市に移転するものについてはサービス購入料Aに含め、所有権が事業者へ帰属するもの及びリース方式にて調達するものについてはサービス購入料Bとして下さい。 |
| 23 | 43 | 第4 | 3 | エ | | 備品等調達設置業務 | 事業契約書第9条の契約保証金はサービス購入料Aから割賦金利を除いた元本に、消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1以上の金額と理解しておりますが、SPCが保有する場合でも、各業務受託者(構成員)が保有する場合でも、契約保証金額の算定に備品の料金は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。 | 要求水準書に関する質問への回答No22を参照してください。 |
| 24 | 43 | 第4 | 3 | オ | | 備品等調達設置業務 | 既存施設において使用している備品は、事業者の提案により使用することができるとありますが、現在使用している車両は、備品として事業者へ引き継ぐことは可能でしょうか。 | 現在使用している車両は備品として引き継ぎません。要求水準書を訂正します。 |
| 25 | 43 | 第4 | 3 | オ | | 備品等調達設置業務 | 現在使用している車両、車種、年式、マニュアル、オートマチックの別を開示して頂けませんでしょうか。 | 以下の車両がありますが、事業者には引き継ぎません。 自動車 トラック(MT,平成7年式)1台 アクティ(AT,平成10年式)1台 ekワゴン(AT,平成28年式)1台 ウィングロード(AT,平成8年式)1台 原付 カブ(AT,年式不明)2台 レッツII(AT,年式不明)1台 |
| 26 | 43 | 第4 | 3 | | | 備品等調達設置業務 | 施設の引渡し前までに調達及び設置を行う備品については、所有権が貴市へ移転するもの、所有権が事業者へ帰属するもの、リース方式にて調達するものを問わず、全てサービス購入料Aに含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 要求水準書に関する質問への回答No22を参照してください。 |
| 27 | 43 | 第4 | 3 | カ | | 備品等調達設置業務 | 調達設置した備品等は、本事業の終了時において、原則事業者が引き取るものとしてありますが、本費用はサービス購入料Bのその他費用として、最終回の費用に加算すれば宜しいでしょうか。 | サービス購入料Bは修繕費を除き平準化されるよう計算してください。 |
| 28 | 54 | 第5 | 6 | (4) | | 地元団体 | 清掃の地元団体の方を再雇用する場合、SPCや構成企業からの直接的な雇用ではなく、協力企業や委託先に再雇用してもらうことは可能でしょうか。 | 地元団体から再雇用の希望がある場合はSPCや構成員、協力企業、委託先が再雇用することも可とします。 |
| 29 | 55 | 第5 | 7 | (4) | | 地元団体 | 警備の地元団体の方を再雇用する場合、SPCや構成企業からの直接的な雇用ではなく、協力企業や委託先に再雇用してもらうことは可能でしょうか。 | 地元団体から再雇用の希望がある場合はSPCや構成員、協力企業、委託先が再雇用することも可とします。 |
| 30 | 58 | 第6 | 1 | (6) | イ、ウ | 業務実施における留意点 | 近隣の農地や田んぼ、池などを利用した活動プログラムを検討していますが、そのようなプログラムを実施した事例がありましたら開示してください。また、ある場合は、引き続き活用できるよう農地所有者等を紹介して頂くことは可能でしょうか。 | 現在近隣の農地や田んぼ、池を利用したプログラムは実施していません。 |
| 31 | 59 | 第6 | 1 | (7) | ② | イ 運営業務責任者及び運営業務従事者 | 現在市が少年自然の家で雇用している嘱託職員等のうち事業者への就職を希望する者については積極的に採用すること、とございますが、現施設の閉鎖後、本施設の供用開始前までの間は貴市にて雇用を継続される等、事業者への就職を希望される方が円滑に移籍していただけるような措置は取られるのでしょうか。あるいは、この期間も含め積極的な採用を提案すること、ということでしょうか。 | 市が要求する「積極的に採用」とは、平成34年4月以降を指します。ただし、平成34年3月以前にSPC(構成員企業を含む)に雇用されることを妨げるものではなく、市としては、そうした提案が、より望ましいと考えています。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|---|--------------------|---|--|
| 32 | 59 | 第6 | 1 | (7) | ② | ウ 運営業務責任者及び運営業務従事者 | 山の学習事業を実施する日の日中に保健室職員を配置するとありますが、4月～11月(8月は実施なし)のみの配置では、安定的な雇用ができません。現状も保健室職員の配置が無いことや、他の自治体の類似施設でも保健室職員の配置がないことから、近隣の医療機関との連携や普通救命講習、応急手当普及員講習を受講した職員を配置することにより、保健室職員に置き換えることを検討して頂けますか。 | 原案の通りとします。 |
| 33 | 69 | 第6 | 4 | (3) | ① | ア 学校利用 | 事業者は、自らの負担で厨房設備を設置し、とございますが、利用者から徴収する食事代だけで厨房設備設置に係る費用を回収することはできないため、購入費又はリース費をサービス購入料A又はBに含めてもよろしいでしょうか。 | サービス購入料に含めることは可としますが、事業者所有又はリースの什器・備品とし、サービス購入料Bとして下さい。 |
| 34 | | | | | | 資料8 既存施設配置図 | 11農機具倉庫は、改修となっていますが、解体撤去し、新設する提案は可能でしょうか。 | 11農機具倉庫は既存利用とし、改修の対象ではありませんが、事業者の提案に委ねます。 |
| 35 | | | | | | 資料8 既存施設配置図 | 17. 副食釜場、18. 野外炊事倉庫、19. 主食釜場 20. 第1 水場、21. 第2 水場等の屋外施設は、改修、補強し既存を流用する提案は可能でしょうか。 | 要求水準書に関する質問への回答No. 3を参照してください。 |
| 36 | | | | | | 資料8 既存施設配置図 | 「解体後に建替え」とあるものについて、配置は敷地内で移動しても良いと考えてよろしいか。 また、規模については適切な規模で提案によると考えてよろしいか。 | 前段についてはご理解のとおりです。 後段については、野外施設は事業者の提案に委ねますが、主要施設は2,100㎡以上としてください。 |
| 37 | | | | | | 資料23 過去の光熱水費 | 燃料の用途としては、A重油はボイラー、灯油は暖房器具、混合油は草刈機等の理解でよいでしょうか。 | A重油、混合油についてはご理解の通りです。灯油は暖房器具の他、キャンプファイヤーの着火油や、入所式で使用する火つけランプの燃料として利用することがあります。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|---|-----|-----|-----|------------------------|--|--|
| 1 | | | | | No.34 汚水処理施設 | 汚水処理施設の放流水質は図面に記載の、BOD15 p p mとなっておりますが、浄化法ではBOD20 p p mとなります。また、現地の汚水処理施設の表示には、BOD20 p p mとなっております。現状と同様のBOD20 p p mで放流との理解で宜しいでしょうか。なお、通常の浄化槽は、当該法どおりBOD20 p p mで処理させる設計です。BOD15 p p mでは浄化槽の高度処理を行う改造が必要となり、膨大な追加費用が発生します。 | ご理解の通りです。既存施設の処理能力は表示のとおりBOD20mg/L以下です。現状では、水質検査において資料24「汚水処理施設の検査記録」で示すとおり、BOD15mg/L以下を望ましい範囲としており、それを満たしています。 |
| 2 | | | | | No.41 備品調達設置業務 | テント泊に必要な備品は220名分準備する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。また、市内小学校の1つの学年の最大人数を満たせば、テント泊に必要な備品は、更新時には、減ずることは可能との理解でよいでしょうか。 | テント泊はスペース等の関係から1つの学年全員が同時に行うことは想定していません。宿泊室における寝具等は220名分必要ですが、テント泊は少なくとも学校利用時の最大人数の半数(110名)以上を準備してください。後段については、前段の人数を満たす範囲で減ずることは可能です。なお、手法についてはレンタルでも可とします。 |
| 3 | | | | | No.62 運營業務責任者及び運營業務従事者 | 現在市で雇用している嘱託職員が、事業者へ再就職した場合に、職種、勤務時間等の雇用条件が変更する可能性があります。雇用する企業と本人の条件が折り合えば、変更することは可能との認識ですが、問題ないでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 4 | | | | | No.67 近隣への配慮 | 「維持管理面で少年自然の家の周辺市道の清掃は少年自然の家が行う」とありますが、範囲は、東門横の鳥居から、少年自然の家の正門までの市道との理解でよいでしょうか。また異なる場合は、範囲をお示しください。 | 範囲については、ご理解の通りです。清掃内容としては、路面上の落葉やごみの撤去及び側溝に溜まったごみの撤去を行っています。 |
| 5 | | | | | No.70 スタッフの配置 | 「夜間の宿泊団体がある場合は、警備員以外の職員を配置してください。」とありますが、職員の早番、遅番のシフト勤務や機械警備と連携で体制が整っていれば、職員と警備員を兼務させ深夜の時間帯は、1名の配置は可能でしょうか。2名体制では、維持管理運営費用が増加し、提案が難しくなる可能性があります。 | 利用者の安全が確保されることを前提に、職員と警備員を兼務させ深夜の時間帯に、1名の配置を可とします。 |
| 6 | | | | | No.70 スタッフの配置 | 夜間の宿泊団体がある場合は、警備員以外の職員を配置してください。との回答ですが、早朝及び夜間の勤務を導入し、深夜帯のみ警備員及び機械警備対応し、運営職員の宿直を無くす提案は可能でしょうか。 | 要求水準書に関する第1回質問回答に対する質問への回答No5を参照してください。 |

| No. | 頁 | 様式 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|---|--------|-----|-----|-----|----------------|--|---|
| 1 | 5 | | 3 | (4) | ③ | 設計図書 | 平面図、立面図、断面図に提案する建築物全ての図面とありますが、既存改修建物で改修のみ行う場合でも平面図、立面図、断面図が必要でしょうか。 | 既存改修建物については、既存図面上に改修内容を示してください。図面がないものについては、図面を作成する必要はありませんが、改修内容のわかる資料を提出してください。 |
| 2 | 5 | 様式6-1 | (1) | | | 全体配置図 | 図面縮尺の指定が1/800~1/1000とありますが、この縮尺の範囲外の縮尺とすることは可能ですか。また同配置図内に部分的に1/100などで拡大部分を表記することは可能ですか。 | 前段については、1枚以上を指定の縮尺とし、全体の施設配置がわかるようにしてください。後段については可能です。 |
| 3 | 9 | 様式10-2 | (2) | | ① | 資金調達計画：長期収支計画等 | ①資金調達計画・長期収支計画等で金融機関からの関心表明書があれば添付するように指示があります。関心表明書は制限枚数に入りますか。(その他の関心表明書も共通) | 各様式について、関心表明書は制限枚数に含みません。 |
| 4 | 9 | 様式10-5 | (2) | | ④ | サービス購入料Bの支払表 | サービス購入料Bの修繕費について5年毎に平準化することになっています。各年度で消化しなかった金額は預り金として翌年以降に繰り越すのでしょうか。 | 各年度で修繕費に使用しなかった金額に対して税金がかかり、当該金額から税金を引いた金額は翌年以降に繰り越されるものと考えます。 |
| 5 | | 様式7-9 | | | | 設計・建設費内訳書 | 施設の引渡し前までに調達及び設置を行う備品がサービス購入料Aに含まれる場合、当該費用は「⑥備品等整備費」の項目へ記入するとの理解で宜しいでしょうか。 | 施設の引渡し前までに調達及び設置を行う備品のうち、市に所有権を移転する備品についてはご理解のとおりです。事業者の所有する備品についてはサービス購入料Bに係る様式に記載して下さい。 |
| 6 | | 様式8-5 | | | | 維持管理費内訳書 | 施設の引渡し前までに調達及び設置を行う備品がサービス購入料Bに含まれる場合、当該費用を記入する項目は、事業者の任意にて宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 7 | | 様式10-5 | | ④ | | サービス購入料Bの支払表 | 業務実施時期に対応させて金額を記入するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 8 | | 様式10-6 | | ⑤ | | 長期収支計画表 | サービス購入料のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず、業務実施期に対応して算定することとございますが、費用(維持管理費や運営費等)についても、同様の考え方で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 9 | | 様式10-6 | | ⑤ | | 長期収支計画表 | 評価指標の計算は、支払いまでのズレを考慮したキャッシュフローに基づき計算しても構いませんか。 | 支払までのズレを考慮せず計算して下さい。 |
| 10 | | 様式10-6 | | ⑤ | | 長期収支計画表 | DSCRの計算は各支払口座に対する支払ベースではなく振替ベースで計算しても構いませんか。 | 様式集に関する質問への回答No9を参照してください。 |

| No. | 頁 | 様式 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|---|----|------------------------|---|---|
| 1 | | | No.14 利用料収入 等算定表 | 様式10-8-1の想定利用者数は、「固定すること」の回答ですが、想定利用者数のカウントの方法の確認させてください。1泊2日は、1カウント。2泊3日は、2カウントという考え方でよいのでしょうか。(1泊2日で2カウント、2泊3日で3カウントとっていないことの確認です。) | ご理解の通りです。 山の学習における利用料金(市内)については、次の方向で条例整備を検討しています。 日帰り : 400円以内(消費税含む) 1泊2日: 800円以内(消費税含む) 2泊3日: 1,600円以内(消費税含む) 以下、1泊増すごとに800円を追加 |

倉敷市少年自然の家施設整備運営事業
事業契約書(案)に関する質問への回答

(平成30年11月27日公表)

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|----|-----|------|-----|----------------------|--|---|
| 1 | 7 | 第2章 | 第9条 | | 契約保証金 | 契約保証金を保証金額とする銀行保証を付保する場合も、契約保証金の納付を免除頂けないでしょうか。 | 銀行保証を付保する場合も可とし、契約書にて修正します。 |
| 2 | 7 | 第2章 | 第9条 | | 契約保証金 | 納付した契約保証金は、設計、建設業務完了後に還付されるとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 3 | 7 | 第2章 | 第9条 | | 契約保証金 | 維持管理・運営期間中は契約保証金の納付は不要との認識でよろしいでしょうか。 | 設計・建設業務終了後の契約保証金の納付は不要です。 |
| 4 | 36 | 第8章 | 第64条 | | 供用開始日 前の解除の 効力 | 事業契約書(案)に関する質問への回答NO.20において、SPC設立費用や建中金利、資金調達手数料等は合理的な範囲で含みますとございますが、合理的な範囲を、明確にお示し頂けますでしょうか。 SPC設立費や保険料、建中金利、資金調達手数料、監査・税務等SPC管理費のうち、SPCの債務として確定した費用については、全て合理的な範囲に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 前段について、合理的な範囲は、事業遂行上必要不可欠な費用です。 後段については、確定しているだけで合理的とは判断できません。(SPCの解散の費用等、将来の債務であっても合理的な範囲に含まれる場合もあります。) |
| 5 | 40 | 第9章 | 第70条 | | 公租公課の 負担 | 事業所税について、維持運営期間の総収入に対して、サービス対価が50%を超過する場合、事業主体は市にあると考え、事業者は非課税という理解で宜しいでしょうか。 | 事業所税については、事業内容や総収入に占める市からの委託料の割合等により事業主体が変わることがあるため、事業者にて、倉敷市税制課に直接お尋ねください。 |
| 6 | 41 | 第9章 | 第75条 | 2 | (2) 著作権等 | 変名を表示することは不可とされていますが、再オープンに際して、市民に広く親しまれるよう愛称を公募し、耳目を引き付けるようにしたいと考えますが、提案することは可能でしょうか。 | 原案の通りとします。あらかじめ市の承諾を得た場合は、本施設に事業者の実名又は変名を表示することは可能です。 |
| 7 | 51 | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保 険 | 施設供用期間中に事業者が加入する本件施設の普通火災保険内容は事業者の提案と考えて良いでしょうか。 | 事業契約書(案)別紙7 1本件工事期間に「(3)普通火災保険 保険の対象：工事の火災等による公共施設の損害 補償限度額：出来形の再調達金額 保険期間：公共施設の着工日から引渡日まで」と契約書にて追記いたします。 |

倉敷市少年自然の家施設整備運営事業
事業契約書(案)に関する第1回質問回答に関する質問への回答

(平成30年11月27日公表)

| No. | 頁 | 八頁 | 十頁 | カ八頁 | 項目名 | 質問の内容 | 質問への回答 |
|-----|---|----|----|-----|------------------|--|---|
| 1 | | | | | No.17 損害の発生 | ただし書き以降を契約書にて修正するとのご回答をいただいておりますが、ご回答の内容では、「市民その他第三者の責めに帰すべき場合又はその他の事業者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合」が削除され、これに該当する場合の責任が明確でなくなってしまうため、「市の責めに帰すべき場合には」を、原案に追記すべきではないでしょうか。また、事業者は学校利用で訪れた小中学生により生じた損害を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。 | 前段については、平成30年10月10日公表の事業契約書(案)に関する質問への回答No.17の通りとします。 後段については、市の事由に帰すべき場合以外は事業者が学校利用で訪れた小中学生の利用より生じた損害を賠償又は補償する義務その他責任を負うものとします。 |
| 2 | | | | | No.25 事業者が付保する保険 | 改修施設の再調達価格は540,160,000円と記載頂いておりますが、市で行う耐震改修費用は、含まれているとの理解で宜しいでしょうか。また、消費税額(10%)は含まれていますでしょうか。 | 市で行う耐震改修費用は範囲及び金額が確定していないため含めていません。また、消費税額(10%)も含めていません。 |